

## 随意契約理由書

件名	五百蔵第3マンホールポンプ施設 1号水中ポンプ購入
契約の相手方	(株)荏原製作所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>五百蔵第3マンホールポンプ施設は、地形的な理由により生活排水を自然流下で排除できない場合に生活排水を揚水するための施設である。</p> <p>今回調達する水中ポンプは、これに用いるためのものであり、設置から14年が経過し、経年劣化していることから、新たに調達するものである。</p> <p>当該水中ポンプは、神戸空港第1マンホールポンプ施設に設置している水中ポンプと能力・性能・仕様が最も近く、故障時の補完機能を有した神戸市内で唯一の同型機種である。</p> <p>また、上記の仕様を満たす同型機種の水中ポンプを製造出来るのは、(株)荏原製作所のみである。</p> <p>以上の理由により、(株)荏原製作所と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局下水道部管路課施設管理担当 (電話番号078-806-8764)